

平成30年度 倉敷市立東中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間5～6件程度で推移している。内容としては誹謗やいやがらせが多い。近年は特に SNS 等への書き込み起因するトラブルが増加している。しかし、いじめの実態について、生徒にアンケートを実施することで、状況の把握に努めるとともに、未然防止のために、互いに認め合える集団づくりや、情報モラル教育に取り組んでいる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校を挙げた取組を推進するために、いじめ対策委員会には、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実行的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒の SNS 等ネット利用の実態について調査を行い、その結果をもとに、校内研修や保護者も含めた講演会の実施など、生徒への情報モラル教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の自発的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や互いを認め合える学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間と連携を図るとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

保護者・地域との連携

【連携の内容】

・基本方針を学校だよりや PTA 総会等で情報を提供し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、PTA 研修会や学年懇談会など意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校評議員や育てる会の推進委員など地域の方々の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・情報モラルについての啓発のための PTA 対象の研修会を実施する。

・各種だより等にいじめ問題等の相談窓口の紹介を行い、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

【いじめ対策委員会の役割】

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応。

【いじめ対策委員会の開催時期】

・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)
(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)

・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

【いじめ対策委員会の構成メンバー、運営*教頭】

・校外:SC, SSW, PTA 役員, 育てる会役員, 学識経験者 等
・校内:主任者会, 自立支援担当, 養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

《連携機関名》

・倉敷市教育委員会, 岡山県教育委員会

【連携の内容】

・ネットパトロールによる監視, SSW の派遣

【学校側の窓口】

・教頭

《連携機関名》

・倉敷児童相談所及び警察署 等

【連携の内容】

・非行防止教室の実施や定期的な情報交換

【学校側の窓口】

・自立支援担当(人権教育担当)

学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	【生徒及び教員研修】 ・携帯電話事業会社から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況や指導上の留意点についての研修を行う。 ・倉敷警察署と連携しての防犯教室の開催(1年生対象, 全学年対象) 【生徒会活動】 ・人権週間において、生徒会主催でいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 【集団づくり】 ・日頃の授業や行事などの特別活動の中で、互いに認め合える機会を設定することで自己存在感や充実感を感じられる学校づくりを進める中で、自己肯定感や自己有用感及び自尊感情を高めていく。
② 早 期 発 見	【実態把握】 ・年3回のアンケートと教育相談や生活ノートを活用して、細かな生活態度の変化を見逃さないように努めることで、いじめの早期発見を図る。 【相談体制の確立】 ・相談担当の教職員を生徒や保護者に周知すると共に、すべての教職員がきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを相談できるような体制を整える。
③ い じ め へ の 対 処	・いじめの有無の確認。 ・いじめへの組織的な対応の検討。 ・いじめられた生徒への支援。(寄り添い支える体制づくり) ・いじめた生徒への指導。(人格の発達への配慮)

倉敷市立東中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	□職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ◎第1回いじめ対策委員会	○学年集会, 学級づくりの取組 ・集団づくりプログラムの実施 (学活担当) ○防犯教室(1年生・倉敷警察署)	○家庭訪問実施週間	○発生事案への対処等について (随時)
5月	◎第2回いじめ対策委員会	○携帯安全教室	○いじめの実態把握アンケート実施 (教育相談部会)	○アンケート結果の検討
6月	□学校評議委員会 ◎第3回いじめ対策委員会 ・いじめ問題に関する 意見交換		○担任による教育相談の実施	○対応手順の共通理解 (対策委員会)
7月	◎第4回いじめ対策委員会	○学年集会 ○防犯教室(全学年・倉敷警察署)	○保護者懇談(全学年)	
8月	□職員研修会			
9月	◎第5回いじめ対策委員会			
10月	◎第6回いじめ対策委員会		○いじめの実態把握アンケート実施 (人権教育担当)	○アンケート結果の検討
11月	◎第7回いじめ対策委員会		○いじめの実態把握アンケート実施 (教育相談部会) ○担任外による教育相談の実施 ○保護者懇談(3年生)	○アンケート結果の検討
12月	□教育講演会 ◎第8回いじめ対策委員会	○人権集会(人権教育担当) ○人権週間に関わる取組 (人権教育・生徒会担当) ○学年集会	○保護者懇談(全学年)	
1月	◎第9回いじめ対策委員会			
2月	□学校評議委員会 ◎第10回いじめ対策委員会 ・一年間の反省の取組 ・取組の検証, 基本方針の修正		○いじめの実態把握アンケート実施 (人権教育担当)	○アンケート結果の検討
3月	○来年度の基本方針決定	○学年集会	○来年度に向けてのいじめアンケート 内容検討	

《年間を通して行う取組》 生徒に寄り添い、生活の様子を十分把握するとともに、きめ細かく声かけすることで、生徒がいつでもいじめや困っていること等について相談できる体制を整えておく。また、生徒会と連携し、生徒の自発的な活動をさらに進める中で、互いに認め合える集団づくりを継続し、自己肯定感や自己有用感及び自尊感情を高めることで、いじめの未然防止に努めたい。